

第5期嬉野市農業委員会
第33回定例総会議事録

令和3年4月2日

嬉野市農業委員会

第5期嬉野市農業委員会 第33回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第1号		農地法第5条第1項第7号の規定による届出について		
	1	馬場下畑ヶ田 仮設工事用地	R3.4.2	了 承
議案第1号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	下野二本椎 使用貸借権	R3.4.2	承 認
	2	下野一本松二 使用貸借権	R3.4.2	承 認
	3	谷所三本松 外2筆 賃借権	R3.4.2	承 認
	4	谷所二本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	5	谷所三本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	6	谷所三本柳 賃借権	R3.4.2	承 認
	7	五町田高城 賃借権	R3.4.2	承 認
議案第2号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定		
	塩 1~22	五町田熊野 外50筆 使用貸借権・賃借権	R3.4.2	承 認
	嬉 1~20	下宿横鹿倉 外49筆 使用貸借権・賃借権	R3.4.2	承 認
議案第3号		農地法第3条の規定による申請の許可について		
	1	不動山宮ノ前 売買	R3.4.2	許 可
	2	五町田上川原 外1筆 贈与	R3.4.2	許 可
	3	不動山松ノ原 外4筆 売買	R3.4.2	許 可
	4	下野一本松三 外4筆 売買	R3.4.2	許 可
	5	真崎一本松 売買	R3.4.2	許 可
議案第4号		農地法第4条の規定による申請の承認について		
	1	馬場下社 駐車場	R3.4.2	承 認
	2	岩屋川内陣野 営農型太陽光発電設備設置	R3.4.2	承 認
	3	不動山平 一般住宅	R3.4.2	承 認

議案第5号		農地法第5条の規定による申請の承認について		
	1	岩屋川内田ノ頭 一般住宅	R3.4.2	承認
議案第6号		農地転用許可後の事業計画変更申請の承認について		
	1	吉田榎坂 駐車場及び資材置場	R3.4.2	承認
議案第7号		農地転用許可後の事業計画変更及び第5条の規定による申請の承認について		
	1	下宿三本桜 太陽光発電設備設置	R3.4.2	承認
議案第8号		下限面積（別段の面積）の設定について	R3.4.2	決定

第5期嬉野市農業委員会第33回定例総会議事録

- 1 招集年月日 令和 3年 4月 2日
- 2 招集場所 嬉野市役所 塩田庁舎 3階 3-2会議室
- 3 開会日時 開会 4月2日 午後1時30分 議長 川内 利光
及び宣告 閉会 4月2日 午後3時03分 議長 川内 利光
- 4 会議の公開の可否・理由 非公開
非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第4条第1項の規定による

5 出席及び欠席委員並びに職員
(農業委員)

議席番号	氏名	出欠	備考	議席番号	氏名	出欠	備考
会長	川内 利光	出	議長	7	原田 謙次	出	
1	池田 博幸	欠		8	峰 正己	出	議事録署名
2	馬場みどり	出		9	中島文二郎	出	憲章朗読
3	森 和義	出		10	杉崎 順憲	出	
4	西田 昭義	出	事前審査班長	11	山口 安則	出	
5	植松 和幸	出		12	生田 健児	出	
6	山口智佐代	出	議事録署名				

(職員等)

事務局長	馬場 敏和	主 事	永田 良子
農業政策課副課長	小原 和子		

用権区分は使用貸借権で、目的は米です。
期間は、平成29年6月11日から令和9年6月10日までの間で、
解約理由は、借受人を変えて再契約、
合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号1番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

貸付人は 福岡市の ○○○○ 様、

借受人は 下吉田の ○○○○ 様 です。

所在地は、大字下野 一本松二 ○○○番 地目は田、

面積は2, 965㎡、利用権区分は使用貸借権で、目的は米です。

期間は、平成31年3月1日から令和11年2月28日までの間で、

解約理由は、借受人を変えて再契約、合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議 長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議 長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議 長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、整理番号2番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長

それでは、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号3番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、

借受人は 農事組合法人 ○○○○ 代表理事 ○○○○ 様です。

所在地は、大字谷所 三本松 ○○○番 外2筆 地目はすべて田、

面積の合計は6, 140㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。

期間は、平成30年1月1日から令和9年11月30日までの間で、

解約理由は、農事組合法人 ○○○○へ利用権を移転するため（権利移転）、
農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委員 農事組合〇〇〇〇に移転することで何か理由がありますか。別に本人さんの
申し入れだけですか。

事務局 理由の記入はないのですが、農地的に作りやすいということかと思えます。
委員 場所的に下童が近いのですか。

事務局 大字が谷所となっていますので、地区的に近いと思われます。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号3番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....
議長 それでは、整理番号4番について、事務局の説明を求めます。
事務局 整理番号4番です。

貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 〇〇〇〇 様、
借受人は 農事組合法人 〇〇〇〇 代表理事 〇〇〇〇 様です。
所在地は、大字谷所 二本柳 〇〇〇番 地目は田、
面積は770㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。
期間は、平成30年1月1日から令和9年11月30日までの間で、
解約理由は、農事組合法人 〇〇〇〇へ利用権を移転するため（権利移転）、
農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長 それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員 これも同じかんじかな。地区の関係かな。

事務局 そうだと思います。

委員 たぶん私の考えですが、組合を作る時、〇〇の方に返す、区域内に土地があり
作業面で非常にやりにくいということで、自分たちの区域内はまとめよう
という考えで処理をしたものと思います。

議長 他にありませんか。

委員 「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号4番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号4番については、原案のとおり承認することに決定しました。

.....

議長
事務局

それでは、整理番号5番について、事務局の説明を求めます。
議案書5ページ、整理番号5番です。
貸付人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様、
借受人は 農事組合法人 ○○○○ 様です。
所在地は、大字谷所 三本柳 ○○○番 地目は田、
面積は5,460㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。
期間は、平成27年6月1日から令和7年5月31日までの間で、
解約理由は、農地法第3条にて農地取得のため ということです。
農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長
委員
事務局
委員
事務局

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
○○○○の代表者名が書いてありませんが。
解約で無い状態で、公社の方から返ってきていたもので。○○○○さんですが。
入っていないということで済むものですか。
公社へ理由を確認したいと思います。もし、公社が抜けていた場合、記入し
指摘があったことを伝えたいと思います。今後、事務局も注意していきたい
と思います。

議長
委員

他にありませんか。
[「無し。」と呼ぶ者あり。]

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号5番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。議案第1号 農用地利用集積計画の解約について、
整理番号5番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長
事務局

それでは、整理番号6番について、事務局の説明を求めます。
整理番号6番です。
貸付人は 三ヶ崎の ○○○○ 様
借受人は 佐賀県農業公社 理事長 ○○○○ 様です。
所在地は、大字谷所 三本柳 ○○○番 地目は田、
面積は5,460㎡、利用権区分は賃借権で、目的は米、麦、大豆です。
期間は、平成27年6月1日から令和7年5月31日までの間で、
解約理由は、農地法第3条にて農地取得のため ということです。
農地法18条第6項の規定による合意解約した旨の通知を受けております。
以上です。

議長
議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
無いようですので、採決に入ります。整理番号6番については、原案のとおり
承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

畑の面積の合計は、4,038㎡、田畑の面積の合計が38,999㎡です。利用権は使用貸借権と賃借権、期間は1年から10年で、再設定及び新規です。計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、塩田町の分整理番号1番から22番までについて、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。塩田町の分整理番号1番から22番までについて、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、塩田町の分、整理番号1番から22番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、利用権設定について嬉野町の分です。

皆さんにお諮りします。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までを一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委員

〔「異議無し。」と呼ぶ者あり〕

議長

異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までについて、農業政策課の説明を求めます。

農業政策課

別添の表4ページから6ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分整理番号1番から20番までについてです。

貸し手人は 内野山の ○○○○ 様 他17名様、

借り手人は 上岩屋の ○○○○ 様 他17名様です。

所在地は、大字下宿 横鹿倉 ○○○番 他49筆、

地目は田と畑、地目は田と畑、田の面積の合計は、44,375㎡、

畑の面積の合計は、3,383㎡、田畑合計で47,758㎡です。

利用権は使用貸借権と賃借権、期間は3年から10年で、新規及び再設定です。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議長

それでは、嬉野町の分整理番号1番から20番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号1番から20番については、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定について、嬉野町の分、整理番号1番から20番については、原案のとおり承認することに決定しました。

議長

異議無しと認めます。

議案第3号 農地法第3条の規定による申請の許可について 整理番号1番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番、贈与による所有権の移転です。

譲渡人は 白石町の ○○○○ 様、

譲受人は 五町田第4の ○○○○ 様、

所在地は、大字五町田 ^{かみがわら} 上川原 ○○○番 外1筆、地目は畑と田、

面積の合計は2, 337㎡です。

譲渡理由は経営規模縮小のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

贈与のため、売買価格はありません。

図面は10ページから11ページをご覧ください。以上です。

議長

それでは、整理番号2番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員

親類関係になっているのかな。

事務局

親戚とは聞いてなかったんですが、前から作っていたところでもらってくれたことです。

委員

親類関係になっているのかな。贈与税に係ると思うけど。五町田で一番いいところでもんね。

事務局

○○さんが元々作っていたところで、○○さんは62歳です。

委員

これは○○さんにも確認したのでしょ。

事務局

お互い印鑑ついた上で確認しています。

委員

お互い来てらっしゃるとでしょ。

事務局

登記関係は○○さんがされるとのことです。

議長

贈与税も係ることだから、もう少し情報を知りたかった。

事務局

○○さん、その辺聞いてらっしゃいますか。

委員

聞いてないですね。

議長

保留にするか、後で聞くか。

委員

いらん心配と思われると思うが。推進委員だから知っているとは思うが。

事務局

1筆が農振地で畑は違います。

委員

畑の贈与だったら分かるけど。

事務局

そこまではいつも追求はしていません。お互いの話がついているもので、そこまで突っ込んだことは聞けませんので。

議長

許可を出さんばいから聞く必要があるのでは。あとでもめた場合は農業が許可したからといわれんように。

事務局

書類的には不備はありません。○○さんに再度聞くことは出来ますけど。

委員 さっきも聞いたように〇〇さんが持ってこられたのでしょ。
委員 書類的には揃っているでしょ。双方とも納得しておられる。
事務局 登記簿も原本が付いています。印鑑も捨て印まで付いておられます。
委員 我々がとやかく言うことではないのですが、書類も不備がないのなら。
事務局 ここは、地区が跨いでいまして、3区と5区の区長さん、生産組合長さんの
印鑑も押されています。

議長 一応〇〇さんに連絡してみて。

委員 本人が来て説明された以上、そこまで、いいのではないかと思います。贈
与でも、本人が納得されているから。評価額がそんなにないと60万くらいかな
その辺を考えてじゃないのかな。

委員 〇〇〇〇でなく個人で譲り受けているものですね。

事務局 そうです。〇〇さんの所有面積で申請されています。5反要件も満たしていま
す。

委員 これ以上大丈夫じゃないですかね。

議長 今後の課題として、もうちょっと聞いてもらうように。皆さんに心配されな
いようにしたいので。

議長 採決に入ります。整理番号2番について、原案のとおり許可することに異議の
ない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号3番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は みやき町の 〇〇〇〇 様、

譲受人は 丹生川の 〇〇〇〇 様、

所在地は、大字不動山 松ノ原 〇〇〇番、外4筆、地目は畑と田、

面積の合計は2,250㎡です。

譲渡理由は農業廃止、譲受理由は、経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり8,889円、全体で20,000円です。

図面は12ページから14ページをご覧ください。以上です。

議長 それでは、整理番号3番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませ
んか。

議長 無いようですので、採決に入ります。整理番号3番について、原案のとおり
許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長 異議無しと認めます。

整理番号3番については、原案のとおり許可することに決定しました。

事務局

議案書19ページ、整理番号1番です。

申請人は 鍋野の ○○○○ 様、

所在地は、大字馬場下 ^{やしろ}社 ○○○○番、地目は田、面積は425㎡、

農地区分は第2種農地、用途目的は駐車場です。

事由は、同居している家族(孫)が車を所有し、自宅敷地内では駐車場が不足しているため、申請地を駐車場用地として転用したいということです。

東は道路、西は畑、南は宅地・田、北は宅地です。

図面は20ページと21ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

森委員、地域担当委員としての説明、意見ををお願いします。

地域担当

この土地は自宅の周りで、自宅の手前で駐車場を作りたいということで、特に問題ないと確認しております。審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、西田班長、審査結果の報告をお願いします。

班長

森委員がおっしゃったとおりで、Uターンすることが出来ないところで、駐車場としてある程度広い土地が必要と思われまますので、問題ないと思います。

議長

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号1番については、原案のとおり許可相当とすることに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

議案第4号 農地法第4条の規定による申請の承認について 整理番号1番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長

次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局

整理番号2番です。

申請人は 上岩屋の ○○○○ 様、

所在地は、大字岩屋川内 陣野 ○○○○番、地目は畑、

面積は4,637㎡のうち0.6642㎡です。

農地区分は農用地区内農地、用途目的は営農型太陽光発電設備設置(一時転用)です。

事由は、霜、強い日差しを遮り、茶葉の品質向上と売電収入が見込めるため、申請地に営農型太陽光発電設備を設置したいということです。

東は畑、西は農道・畑、南は畑、北は農道 です。

図面は22ページと23ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議長

杉崎委員、地域担当委員としての説明をお願いします。

地域担当・班長

事務局からありましたとおり、陣野地区でお茶が盛んなところであり、お茶がかなり安くなって、農業用で太陽光発電を設置したいと申し入れがありましたので、これにつきましては、去年の12月に説明会を実施され、周りの

地権者に同意をもらわなければいけないと言うことで、これは初めての企画ですので区長、生産組合長さんとかに話をしてもらって、地元で説明会をされてはどうですかと私の方から言いましてそれで開催されました。川内会長事務局、私と地元の人前で説明され、現場は勾配もあまりなく太陽光としては適しているのではと思います。はっきり初めての事業でどうなるかわからんですけど苦情が出てきた時は、すべて対応していきたいと〇〇さんの申し入れでございました。よろしくをお願いします。

議長
班長

西田班長、審査結果の報告をお願いします。

詳しく説明をされましたけど、どういう結果が出るか、2列そのまま残して1列を撤去しそこに杭を立てて、機械は作業でき太陽光は妨げにならないと言うことでやっていくと、お茶に対して必要な光は十分にある。先程も言われたようにお茶が安く、やり方によっては先進的ではないかなと思いました。みんなが注目するものと思います。よろしくをお願いします。

議長
議長

事務局から用意されてます、下が茶畑で上が太陽光です。

それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委員
事務局
委員

0.6642㎡の説明をお願いします。

杭の面積の本数分を占用地としてあげております。杭が81本の面積分です。

分かりました。一般の太陽光はそうでないでしょ。杭だけであれば今までの申請もいいんじゃないかな。

事務局
委員

通常は農地を潰すことで面積は関わっていますが、営農型は支障のある杭だけとなります。営農を確保するということが杭のみの面積となります。

一時転用ということですかね。

事務局

営農型は永久的に転用がなく、3年、5年とか要件があり、今回申請者が認定農業者であり、10年の設定が出来るということでもあります。10年経ったら、再度、年収、収入やらで減収していなければ許可が下りることになると思います。年間2割収入が減ったら撤去してもらおうようになります。報告義務があります。

議長

無いようですので、採決に入ります。整理番号2番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

[全員挙手]

議長

異議無しと認めます。

整理番号2番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

議長
事務局

次に整理番号3番について、事務局の説明を求めます。

整理番号3番です。

申請人は 丹生川の ○○○○ 様、

所在地は、大字不動山 ^{ひら}平 ○○○番、地目は畑、面積は537㎡、

嬉野市農業委員会総会会議規則第24条第3項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月2日

嬉野市農業委員会第33回定例総会議長

署名委員

署名委員
